RAJAH & TANN ASIA
LAWYERS WHO KNOW ASIA

ラジャ・タン法律事務所アジア法セミナー(民事再生)

『シンガポールの民事再生手続の実務とその留意点』

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、下記のとおり、Rajah & Tann シンガポール事務所弁護士 Sim Kwan Kiat・Winston Kwek・大塚周平による、アジア法セミナー（民事再生）「シンガポールの民事再生手続の実務とその留意点」を開催いたします。景気の減退が気になる中、皆様方の理解を深めるよい機会になると存じますので、ご参加を心よりお待ち申し上げております。

敬具

１　日時：2016 年 4 月 27 日（水）午前 9 時 30 分～11 時 00 分

２　会場：Rajah & Tann Singapore LLP 25 階　第 1 会議室
住所： 9 Battery Road #25-01　Straits Trading Building,　Singapore 049910
最寄駅：Raffles Place ＭＲＴより徒歩 2 分

３　概要：　シンガポール会社法において、会社清算や会社更生手続のほか、日本の民事再生に近いスキーム・オブ・アレンジメント Scheme of Arrangement 手続があります。これは、裁判所の許可のもと、会社主導で、すべての債権者から個別の承認を経ることなく、企業再生スキームを決議・進める方法で、使い方によっては債務者・債権者にとって強力な手法となります。
このセミナーでは、シンガポールの会社清算、会社更生、民事再生の位置づけを整理しつつ、特に、スキーム・オブ・アレンジメントの手続および実際のスキーム合意の実務・留意点について起こりうる事例・クロスボーダーに及びうる事例等、実務的観点から解説し、参加者の質問にもお答えいたします。

４　講師：Sim Kwan Kiat　（シンガポール法・NY 州法弁護士・企業再生・倒産法プラクティスヘッド）
Winston Kwek　（シンガポール法弁護士・海事法プラクティスシニアパートナー）
大塚　周平（日本法・シンガポール法(FPC)・英国法・NY 州法弁護士）

Sim Kwan Kiat:ラジャ・タン法律事務所企業再生・倒産プラクティスグループ長。シンガポールにおける大型倒産事案に携わり、シンガポールおよび東南アジアの倒産法弁護士の第一人者の一人。

Winston Kwek:海事法プラクティスシニアパートナー。シンガポールの海事の紛争案件に数多く携わり、特に担保執行に関する事案に精通。民事再生においても、債務者・債権者双方を代理する。NUS 法学部准教授。

大塚周平: ジャパンデスクパートナー。贈収賄、競争法をはじめとしたレギュレーション・当局対応、国際取引・海事・建設法に関する国際訴訟・国際仲裁等による紛争解決から企業法務全般に従事。

５　言語：日本語（日本語で説明しつつ、現地法弁護士による補足・質疑応答について適宜訳します）

６　対象：シンガポールで事業を営む日系企業の皆様

７　受講料：無料

８　お申込方法：　ご所属、ご氏名、e-mail アドレス、電話番号を明記の上、ラジャ･タン法律事務所ジャパンデスク japandesk@rajahtann.com まで e-mail にてお申し込みください。
（恐縮ですが会議室席数に限りがございますので、定員になり次第締め切らさせていただきます。何卒ご了承ください。）
お電話によるお問い合わせは（+65 6232 0163 担当： Mei Yeng Toh）までご連絡ください。